

知っておきたい

2019年LGBTニュース



本ロゴマークは、当部で任意に作成したLGBTフレンドリー弁護士を示すマークである。

2019年10月、当会は、任意団体「work with Pride」が策定した職場における性的少数者への取組の評価指標「PRIDE指標」において、最高評価である「ゴールド」を受賞した。この機会に、弁護士が知っておきたい2019年LGBT関連ニュースを紹介したい。

必見！

1 裁判関連ニュース

①性同一性障害者の性別変更のための要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める性同一性障害特例法3条1項4号の規定に関し、現時点では、憲法13条、14条1項に違反しないとした決定。憲法13条違反の疑いが生じていることは否定できないとの補足意見が付された（最決平31.1.23）。②同性カップルは事実婚に準ずる関係に当たり、法的保護の対象になることを前提に、不貞行為をした元パートナーに損害賠償を命じた判決。憲法24条は同性婚を否定する趣旨ではないとも言及されている（宇都宮地判令1.9.18）。③戸籍上は男性だが女性として勤務する性同一性障害者の経済産業省の職員に女性用トイレの使用を制限したことは違法であるとして、国に損害賠償を命じた判決（東京地判令1.12.12）。

行政への期待も高まっている！

2 行政関連ニュース

【同性パートナーシップ制度】同制度は2015年4月に初めて渋谷区で設けられたが、2018年末時点では9地方自治体で導入されるにとどまっていたところ、2019年に入ってから導入する地方自治体が急増し、12月5日の時点では31地方自治体が導入するに至っている。また、同制度の内容も多様化し、公正証書の有無を選べるもの（中野区）や同性カップルだけではなく異性カップル（事実婚）を含めるもの（横浜市）等が登場。今後の導入を検討している地方自治体も

LGBT法務研究部

部長 大畠 敦子（53期）

事務局長 石部 享士（55期）

部員 鈴木 敦悠（61期）

部員 加藤 拓（70期）

多数あり、更に拡大することが予想される。

【性別欄廃止】近年、性自認が一致しない者等に配慮し、印鑑証明書の性別欄を廃止する自治体（武蔵野市、国分寺市等）や一部の職員採用選考の申込書から性別記載欄を削除する自治体（杉並区、世田谷区等）が増加、性別欄廃止の動きが高まっている。

早期の立法を！

3 同性婚関連ニュース

【海外】2001年にオランダで初めて同性婚が承認されて以来、2019年9月時点では28の国・地域で承認されるに至っている。2019年5月には台湾にてアジアで初めて同性婚が承認された。

【日本】2019年2月以降、同性婚を認める立法の不作為を理由に全国で国賠訴訟が提起され、現在審理中である（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）。6月には野党3党の議員が同性婚を認める民法改正案を衆議院に提出し、7月には日弁連が同性婚が法律上認められていないことは重大な人権侵害であるとして法改正を求める意見書を公表した。

社会的問題へと発展！

4 企業・メディア関連ニュース

【企業】企業等（地方自治体や各種団体含む、以下同じ）にパワーハラ防止対策を義務付ける指針が厚生労働省の審議会で採択された。「SOGIハラ（性的指向や性自認に関するハラスメント）」や「アウティング（本人の性的指向や性自認を第三者に勝手に暴露すること）」がパワーハラであるとみなされ、2020年6月（中小企業は2022年4月）以降、全ての企業等に防止施策の実施が義務化される（措置義務）。

【メディア】①Twitterの投稿でボーイズラブ作品のブックサイトの紹介文に「禁断の」「のぞいてみたい」と記載したこと（朝日新聞社）、②番組内で飲食店の顧客に執拗に性別を確認したこと（読売テレビ）、③トランスジェンダーの方の画像に「珍 女性のような男性」とのテロップをつけて放送したこと（テレビ山口）、が社会的に非難され、放送倫理違反や謝罪へと発展した。